

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 26（個）第 4 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成26年 2 月18日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第 1 項の規定により、実施機関に対し、審査請求人が使用していた「〇〇〇〇（トヨタダイナ〔1.25 tトラック〕）」（以下「本件対象車両」という。）について次の内容が分かる情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 平成23年〇月〇日午前 9 時30分から同月〇日午前 9 時26分までの間（以下「対象期間 1」という。）の110番通報等（不審車両としての目撃情報等）の有無とその内容（以下「本件請求 1」という。）
- (2) 平成23年〇月〇日午前 1 時から午前 9 時までの間（以下「対象期間 2」という。）に〇〇内での目撃情報等の有無とその内容（以下「本件請求 2」という。）
- (3) 対象期間 2 の時間帯に県道〇〇号線（〇〇〇の前の道路）を走行したか否かがわかる全ての物（写真、ビデオ等も含む）（以下「本件請求 3」という。）

なお、実施機関は、本件請求について形式上の不備があったため、平成26年 2 月28日に審査請求人に補正を求め、同年 3 月 5 日、審査請求人からの補正書を受理した。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求 1、本件請求 2 及び本件請求 3 に係る保有個人情報（以下それぞれ「本件請求情報 1」、「本件請求情報 2」及び「本件請求情報 3」といい、本件請求情報 1、本件請求情報 2 及び本件請求情報 3 を「本件請求情報」と総称する。）については、存在しているか否かを答えるだけで保護されるべき利益を損なうこととなるため、自己情報存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年 4 月17日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成26年 4 月30日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 5 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、保有個人情報の存否を明らかにし、保有個人情報を開示する処分を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求情報は、特定日時、車両について審査請求人自身が使用していたことを示すもので、存否情報を本人に開示することは正当な開示であり、存否を明らかにしない本件処分は開示請求権の侵害である。
- (2) 本件請求情報は、審査請求人の自ら運転する車両の目撃情報等であり、審査請求人の個人情報であり、それらを本人に開示することは当然の権利である。

したがって、本件処分は違法であるから、取り消し、存否を明らかにし、開示する処分に変更することを求める。

- (3) 審査請求人は刑事被告人として刑事裁判を受けているが、本件請求に係る車両がその期間犯行に使用されたとされているところ、それを裏付ける証拠が上がっていない。

本件請求情報が仮にあるのであれば、審査請求人の犯行の可能性が高まり、ないのであれば犯人性を否定することとなる。

刑事事件の真実を解明するためにも、保有個人情報の存否を明らかにし、存在するのであればその内容を開示される必要性は高く、開示されることが相当な情報である。

- (4) 条例では、不開示情報であっても、開示することが相当である場合は開示することになっているので、これを適用し開示するべきである。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求情報1及び本件請求情報2について、その存否を明らかにすると、場合によっては情報等提供者が特定され、危害が及ぶおそれなどがある。
- 2 特定車両が特定の時間帯に特定の路線を走行したか否かが分かるものとしては、自動車ナンバー自動読取システム（以下「読取システム」という。）やその他の路上カメラ（以下「路上カメラ等」という。）に記録された情報が該当するが、本件請求情報3の存否を明らかにすると、警察の捜査活動への妨害行為等が行われ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
- 3 したがって、本件請求情報の存否について回答することは、それだけで条例第14条第5号の「犯罪の予防・捜査等情報」という不開示情報を開示することとなるため、条例第17条の規定に基づき、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、審査請求人の開示請求を拒否したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、刑事裁判の被告人となった審査請求人が、当該刑事裁判に係る事件の発生時期に審査請求人が使用していたという本件対象車両に関して、本

件請求1では対象期間1における110番通報等の有無とその内容を、本件請求2では対象期間2における〇〇内での目撃情報等の有無とその内容を、本件請求3では対象期間2において県道〇〇号線を走行したか否かが分かるものを開示するよう求めたものである。

これに対し、実施機関は、本件請求情報の存否を回答するだけで、条例第14条第5号の「犯罪の予防・捜査等情報」という不開示情報を開示することとなるとして、本件請求の対象となった保有個人情報の存否を明らかにせず本件処分を行ったことから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 存否応答拒否制度について

条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

自己情報開示請求に対しては、当該自己情報開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、保有個人情報が存在している場合にあっては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあっては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有個人情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで条例第14条各号の不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、条例第17条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

### (2) 本件請求情報1及び本件請求情報2の存否応答拒否の当否について

当審査会において諮問実施機関に確認したところ、本件請求情報1及び本件請求情報2の存否を明らかにすると、情報等提供者が一人しかいないと推測されるような事案等であれば、当該情報等提供者が特定されて危害が及ぶなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるということであった。

確かに、特定の日時、場所において、本件対象車両の目撃者が存在し、犯行に及んだ者が当該目撃者を認識しているなど、犯罪を実行等した者が通報する可能性がある者に心当たりがある場合、報復等により当該通報者に危害が及ぶなど、不利益が生じるおそれがあることは否定できない。

また、本件請求1及び本件請求2は、警察の捜査活動あるいは情報収集活動に関する情報について開示することを求めるものであり、その存否を答えるだけで、警察が審査請求人の刑事事件に関して本件対象車両の目撃情報等を収集したのか否かや、あるいは目撃情報等を収集できたのか否かが分かり、警察の捜査手法や情報収集能力の一端が明らかになると認められる。

そうすると、犯罪を企図する者において、警察の捜査から逃れるために、犯罪行為を巧妙化させたり、あるいは虚偽の通報や目撃情報によって警察の捜査をかく乱するなど、犯罪の実行を容易にする情報として悪用されるおそれがあることは否定できない。

このため、本件請求情報1及び本件請求情報2の存否を答えるだけで、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことは、不合理とまではいえない。

したがって、本件請求情報1及び本件請求情報2の存否を答えるだけで、条例第14条第5号の不開示情報を開示することとなると認められるため、条例第17条の規定により、本件請求1及び本件請求2を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

### (3) 本件請求情報3の存否応答拒否の当否について

当審査会において諮問実施機関に確認したところ、特定車両が特定の時間帯に特定の路線を走行したか否かが分かるものとしては、読取システム及び路上カメラ等に記録された情報が該当するというものであったので、以下それぞれについて検討する。

#### ア 読取システム

読取システムは、自動車利用犯罪が発生した場合に、交通検問による渋滞等を引き起こすことなく、現場から逃走した容疑車両を速やかに捕捉し、犯人を検挙すること並びに重要事件等に使用されるおそれの強い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることなどを目的として整備されているものである。

また、走行車両の自動車ナンバーを自動的に読み取り、盗難車両等の容疑車両の自動車ナンバーと照合するシステムであり、犯罪捜査を目的として設置されるものであることから、その設置場所については公表されていない。

読取システムに係る本件請求情報3について、開示又は不開示とすると、特定の路線には読取システムが設置されていることが判明し、さらには、探索によって設置場所が把握されるおそれがあると認められる。

一方で、不存在とすると、当該路線には読取システムが設置されていないことが明らかとなる。

そうすると、犯罪を企図する者において、警察の捜査から逃れるために、読取システムの設置場所を回避して行動したり、あるいは偽装工作や読取システムの正常な作動に対する妨害工作を謀るなど、犯罪の実行を容易にする情報として悪用されるおそれがあることは否定できない。

#### イ 路上カメラ等

諮問実施機関によると、路上カメラ等については、防犯上等の理由から、設置場所について公表しているものと公表していないものが存在するというものであった。

設置場所が公表されていないものについては、前記アと同様、路上カメラ等の設置場所が判明すると、犯罪を企図する者において、警察の捜査から逃れるために、設置場所を回避して行動したり、あるいは偽装工作や当該装置の正常な作動に対する妨害工作を謀るなど、犯罪の実行を容易にする情報として悪用されるおそれがあることは否定できない。

設置場所が公表されているものについては、自動車ナンバーに何らかの加工や偽装工作を施した上で走行し、自己情報開示請求を行った場合、開示又は不開示とすると、当該加工等では警察の設置する路上カメラ等に把握されることが判明し、不存在と答えれば、当該加工等を施せば把握され

ないことが判明する。

これにより、警察の設置する路上カメラ等の性能が把握され、ひいては警察の捜査技術や情報収集能力が明らかになることから、犯罪を企図する者において、自動車ナンバーの偽装工作などを巧妙化させるなど、警察の捜査をかく乱し、犯罪の実行を容易にする情報として悪用されるおそれがあることは否定できない。

ウ 以上のことから、本件請求情報3の存否を答えるだけで、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことは、不合理とまではいえない。

したがって、本件請求情報3の存否を答えるだけで、条例第14条第5号の不開示情報を開示することとなると認められるため、条例第17条の規定により、本件請求3を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

#### (4) 裁量的開示について

審査請求人は、刑事事件の真実を解明するために、本件請求に係る保有個人情報について、存否を明らかにし、存在するのであれば開示される必要性は高く、不開示情報であるとしても、条例では開示することが相当である場合は開示することとなっているとして、これを適用し開示すべきである旨主張する。

条例第16条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる」と規定し、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合であっても、実施機関の高度の行政的な判断により裁量的に開示することができることとされている。

本条の適用に当たっては、不開示情報の規定によって保護される利益と当該情報を開示することによる利益を慎重に比較衡量し、個人の権利利益を保護する上で、開示することの利益が優越し、特に開示する必要があると認めるときに、当該保有個人情報を開示すべきである。

本件請求情報が仮に存在する場合、開示されることの利益について、審査請求人が主張するように、無実を証明する事実等が新たに判明することも考えられるが、無実を証明する事実等の存否については、刑事裁判の審理手続等において適切に判断がなされるものであって、条例による不開示情報の規定により保護される利益と当該情報を開示することによる利益を比較衡量する必要性は認められない。

よって、実施機関による条例第16条に基づく裁量的開示が行われなかったことに何ら不合理な点は認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
26. 9. 4	・ 諮問を受けた。
26. 9. 10	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
26. 10. 23	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
26. 10. 30	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 12. 9	・ 審査請求人から意見書を収受した。
26. 12. 10	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 1. 21 (平成26年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 2. 13 (平成26年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 6. 25 (平成27年度第3回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
27. 7. 23 (平成27年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 9. 30 (平成27年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士